

# 事業場排水と下水道

---

(特定事業場編)

東松山市

(令和2年 4月)

## はじめに

下水道は、生活排水や工場・事業場排水などの汚水を、下水処理場できれいな水にして河川へ流しています。快適な暮らしを生み、次の世代へ美しい自然を残す大きな役割を果たしています。

しかし、どんな汚水でもそのまま受け入れて、きれいな水にすることはできません。工場・事業場排水などに有害物質が含まれていると、下水道施設を損傷したり下水処理場の浄化能力を失わせ、河川の環境をも汚染することがあります。

これを防ぐため、工場・事業場排水を下水道へ流す場合には、法律や条例などにより規制を受けることになります。

この規制は、下水処理場で浄化可能なものは河川などへ流す場合より緩やかですが、下水処理場で処理できないものや下水道管などの施設に影響を与えるものは、きびしくなっています。

このパンフレットは、現在特定事業場、またはこれから特定事業場になる事業場向けに、これら関係法令の規制のあらましや届出などについて説明しています。

これを理解していただき、適切な水質管理とともに、本市の下水道事業の推進にご協力をお願いします。

# 目 次

	ページ
1 下水道へ流してはいけない下水があります	1
2 特定施設と特定事業場	1
【表①】 特定施設一覧	2～10
3 水質汚濁防止法の届出	11
4 特定事業場の水質基準・届出等	12
4-1. 特定事業場の水質基準	13～16
【表②】 特定事業場の直罰基準	14
【表③】 特定事業場の汚水の処理施設（除害施設）設置基準	16
4-2. 除害施設等管理責任者（代理者）の選任	17
4-3. 届出	18～20
【表④】 公共下水道使用開始届が必要となる場合の下水の水質	19
4-4. 水質の測定	21
4-5. 報告義務	22
4-6. 立入検査・改善命令	22
4-7. 水質使用料	22
資料	23
【表⑤】 下水道法に基づく届出の種類	24～25
【表⑥】 東松山市下水道条例に基づく届出の種類	26
届出書記載要領	27
1 公共下水道使用開始（変更）届	28～30
2 公共下水道使用開始届	31～32
3 特定施設設置届出書	33～49
4 特定施設使用届出書	50～51
5 特定施設の構造等変更届出書	52～53
6 実施制限期間短縮承認願	54～55
7 氏名変更等届出書	56
8 特定施設使用廃止届出書	57
9 承継届出書	58
10 除害施設等管理責任者（代理者）選任等届出書	59～60
11 除害施設等管理責任者資格承認申請書	61

# 1 下水道へ流してはいけない下水があります

下水道には、どんな水でも流せるというわけではありません。

例えば、酸性の強い下水は、下水道管のコンクリートを腐食します。重金属やシアンなどの有害物質を含む下水は、下水処理場で下水を処理する微生物の働きを弱め、下水処理機能を低下させます。また、油脂類をはじめとする高濃度の有機物や浮遊物は、下水道管を詰まらせたり下水処理にかかる負担を大きくします。

このほか、重金属は、処理場から発生する汚泥に濃縮・蓄積されるので、その処分を困難にします。

このような種々の障害を防止し、下水道施設の働きをいつも正常に保つため、下水道法及び東松山市下水道条例では、下水道に流す水質の基準を定めています。

工場・事業場は、この水質基準を超える下水を流すことはできません。水質基準を超えるおそれのある下水は、汚水の処理施設（除害施設）を設置するなど、何らかの対策をしてから下水道に流さなければなりません。

これら工場・事業場のうち、法律で定められている特定事業場及び除害施設を設置を必要とする工場・事業場には、下水道法及び東松山市下水道条例で届出が義務づけられています。

## 2 特定施設と特定事業場

特定施設とは、人の健康や生活環境に被害を及ぼすおそれのある物質を含んだ汚水を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令及びダイオキシン類対策特別措置法施行令に定められたものをいいます。

（特定施設一覧は【表①】を参照）

この特定施設を設置している工場・事業場を、**特定事業場**といいます。

ある事業場等が特定事業場であるかどうかによって、届出の種類、水質測定義務、罰則などが異なります。

【表①】特 定 施 設 一 覧 表

1. 水質汚濁防止法に規定する特定施設

＜水質汚濁防止法施行令 別表第1＞

番 号	名 称
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 選鉱施設</li> <li>ロ 選炭施設</li> <li>ハ 坑水中和沈でん施設</li> <li>ニ 掘削用の泥水分離施設</li> </ul>
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（47.10.1施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 豚房施設（豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。）</li> <li>ロ 牛房施設（牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。）</li> <li>ハ 馬房施設（馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。）</li> </ul>
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）</li> <li>ハ 湯煮施設</li> </ul>
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水産動物原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 脱水施設</li> <li>ニ ろ過施設</li> <li>ホ 湯煮施設</li> </ul>
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 湯煮施設</li> </ul>
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 湯煮施設</li> <li>ニ 濃縮施設</li> <li>ホ 精製施設</li> <li>ヘ ろ過施設</li> </ul>
6	<p>小麦粉製造業の用に供する洗浄施設</p>
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）</li> <li>ハ ろ過施設</li> <li>ニ 分離施設</li> <li>ホ 精製施設</li> </ul>
8	<p>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</p>
9	<p>米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</p>
10	<p>飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）</li> <li>ハ 搾汁施設</li> <li>ニ ろ過施設</li> <li>ホ 湯煮施設</li> <li>ヘ 蒸留施設</li> </ul>
11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 真空濃縮施設</li> <li>ホ 水洗式脱臭施設</li> </ul>
12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 分離施設</li> </ul>
13	<p>イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 分離施設</li> </ul>

番 号	名 称
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（57.1.1施行） イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（57.1.1施行） イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設（49.12.1施行）
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー（57.1.1施行）
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設（57.1.1施行）
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（57.1.1施行） イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（57.1.1施行） イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設

番 号	名 称
25	水銀電解法による苛性ソーダ又は苛性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器

番 号	名 称
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジメチルキシレンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設



番 号	名 称
50	<p>第2条各号に掲げる物質を含有する<b>試薬の製造業</b>の用に供する<b>試薬製造施設</b></p> <p>(水質汚濁防止法施行令第2条に掲げる物質)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 カドミウム及びその化合物</li> <li>2 シアン化合物</li> <li>3 有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)</li> <li>4 鉛及びその化合物</li> <li>5 六価クロム化合物</li> <li>6 砒素及びその化合物</li> <li>7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</li> <li>8 ポリ塩化ビフェニル</li> <li>9 トリクロロエチレン</li> <li>10 テトラクロロエチレン</li> <li>11 ジクロロメタン</li> <li>12 四塩化炭素</li> <li>13 1,2-ジクロロエタン</li> <li>14 1,1-ジクロロエチレン</li> <li>15 シス-1,2-ジクロロエチレン</li> <li>16 1,1,1-トリクロロエタン</li> <li>17 1,1,2-トリクロロエタン</li> <li>18 1,3-ジクロロプロペン</li> <li>19 チウラム</li> <li>20 シマジン</li> <li>21 チオベンカルブ</li> <li>22 ベンゼン</li> <li>23 セレン及びその化合物</li> <li>24 ほう素及びその化合物</li> <li>25 ふっ素及びその化合物</li> <li>26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</li> <li>27 塩化ビニルモノマー</li> <li>28 1,4-ジオキサン</li> </ol>
51	<p><b>石油精製業</b>(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 脱塩施設</li> <li>ロ 原油常圧蒸留施設</li> <li>ハ 脱硫施設</li> <li>ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設</li> <li>ホ 潤滑油洗浄施設</li> </ol>
51の2	<p><b>自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業</b>(防振ゴム製造業を除く。)、<b>更生タイヤ製造業又はゴム板製造業</b>の用に供する直接加硫施設(57.1.1施行)</p>
51の3	<p><b>医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業</b>の用に供するラテックス成型型洗浄施設(57.1.1施行)</p>
52	<p><b>皮革製造業</b>の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 洗浄施設</li> <li>ロ 石灰づけ施設</li> <li>ハ タンニンづけ施設</li> <li>ニ クロム浴施設</li> <li>ホ 染色施設</li> </ol>
53	<p><b>ガラス又はガラス製品の製造業</b>の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 研摩洗浄施設</li> <li>ロ 塵ガス洗浄施設</li> </ol>
54	<p><b>セメント製品製造業</b>の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 抄造施設</li> <li>ロ 成型機</li> <li>ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)</li> </ol>
55	<p><b>生コンクリート製造業</b>の用に供するバッチャープラント</p>
56	<p><b>有機質砂かべ材製造業</b>の用に供する混合施設</p>
57	<p><b>人造黒鉛電極製造業</b>の用に供する成型施設</p>
58	<p><b>薬業原料</b>(うわ薬原料を含む。)の<b>精製業</b>の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 水洗式破碎施設</li> <li>ロ 水洗式分別施設</li> <li>ハ 酸処理施設</li> <li>ニ 脱水施設</li> </ol>
59	<p><b>碎石業</b>の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 水洗式破碎施設</li> <li>ロ 水洗式分別施設</li> </ol>

番 号	名 称
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設（57. 1. 1施行）
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設（H13. 7. 1施行）
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設（水道法第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万㎡未満の事業場に係るものを除く。）（51. 6. 1施行） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1, 4-ジオキソンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66の3	旅館業（旅館業法第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、つぎに掲げるもの（49. 12. 1施行） イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設 ※ただし、下水道法の対象になるものは、温泉法第二条第一項に規定する温泉を利用する“ハ 入浴施設”のみ。（下水道法第十二条の二第一項、同法施行令第九条の二）
66の4	共同調理場（学校給食法第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500㎡未満の事業場に係るものを除く。）（63. 10. 1施行）
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360㎡未満の事業場に係るものを除く。）（63. 10. 1施行）
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420㎡未満の事業場に係るものを除く。）（63. 10. 1施行）
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630㎡未満の事業場に係るものを除く。）（63. 10. 1施行）
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1, 500㎡未満の事業場に係るものを除く。）（63. 10. 1施行）
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの（54. 5. 10施行） イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	中央卸売市場（卸売市場法第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）（51. 6. 1施行） イ 卸売場 ロ 仲卸売場

番 号	名 称
69の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が1,000㎡未満の事業場に係るものを除く。）（57.7.1施行） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。）
70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）（57.1.1施行）
71	自動式車両洗淨施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの（※）に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの（49.12.1施行） イ 洗淨施設 ロ 焼入れ施設  ※環境省令で定める事業場は次に掲げる事業場とする。 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、専修学校、各種学校、高等専門学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物検疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するもの（※）をいう。）である焼却施設（54.5.10施行）  ※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上（焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上）のごみ処理施設とする。

番 号	名 称
71の4	<p><b>産業廃棄物処理施設</b>（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設（※1）であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの（57. 1. 1施行）</p> <p>ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設（※2）（10. 6. 17施行）</p> <p>※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号の産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。（第3号、第5号又は第8号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）</p> <p>1号 汚泥の脱水施設であつて、1日当たりの処理能力が10m<sup>3</sup>を超えるもの。</p> <p>3号 汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 1日当たりの処理能力が5m<sup>3</sup>を超えるもの</p> <p>ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの</p> <p>ハ 火格子面積が2m<sup>2</sup>以上のもの</p> <p>4号 廃油の油水分離施設であつて、1日当たりの処理能力が10m<sup>3</sup>を超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）</p> <p>5号 廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）</p> <p>イ 1日当たりの処理能力が1m<sup>3</sup>を超えるもの</p> <p>ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの</p> <p>ハ 火格子面積が2m<sup>2</sup>以上のもの</p> <p>6号 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、1日当たりの処理能力が50m<sup>3</sup>を超えるもの</p> <p>8号 廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの</p> <p>ロ 火格子面積が2m<sup>2</sup>以上のもの</p> <p>11号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設</p> <p>※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる産業廃棄物処理施設（第12号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）は次のとおりとする。</p> <p>12号 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設</p> <p>12の2 廃PCB等（PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。）又はPCB処理物の分解施設</p> <p>13号 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設</p>
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）（3. 10. 1施行）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸りゆう施設（前各号に該当するものを除く。）（3. 10. 1施行）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

○該当業種の判断にあたって

工場または事業場がいかなる業種に該当しているかを判断するにあたっては、当該工場または事業場がその主たる事業の属する業種に該当すると考えるのみならず、主たる事業活動の一環として行う事業の属している業種も該当しているものと解されます。たとえば、パルプ製造工場においてカ性ソーダ製造のための電界施設を有するときは、当該工場はパルプ製造業に属していると同時に水銀電解法によるカ性ソーダ製造業にも属しており、水質汚濁防止法施行令別表第一の第二十三号の施設のみならず、第二十五号の施設も有することになります。

（水質汚濁防止法第二条第二項の特定施設について 昭和47年5月8日 環水管22号より）

2. ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

＜ダイオキシン類特別措置法施行令 別表第2＞

番号	名称
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除

### 3 水質汚濁防止法の届出

#### (1) 合流式下水道と分流式下水道

下水道には、合流式と分流式の2種類があります。下水は工場や家庭から排出される**汚水**と、降雨による**雨水**とに大別されますが、この**汚水**と**雨水**を一緒に一本の下水道管で流すものを**合流式**といい、別々に流すものを**分流式**といいます。

分流式の下水道では、汚水は汚水専用の下水道管により下水処理場へ導かれますが、雨水は在来の排水路や雨水専用の下水道管を通じて河川へ流入します。

#### (2) 水質汚濁防止法の届出

先述の分流式下水道では雨水を河川、つまり公共用水域に排水していることから、分流式下水道に接続する特定事業場は水質汚濁防止法に基づく届出が必要になります。つまり、下水道法（市）と水質汚濁防止法（県）の両方の届出が必要になります。

一方、合流式下水道に接続する特定事業場は雨水も下水処理場に流すことから、水質汚濁防止法に基づく届出が不要に思われますが、必要になる場合があります。これは地下水の汚染を想定したものであり、水質汚濁防止法に規定される有害物質を使用（貯蔵等）する場合、届出が必要になることがあります。

届出方法等詳しくは、埼玉県東松山環境管理事務所（TEL0493-23-4050）へ問い合わせてください。

## 4 特定事業場の水質基準・届出等

特定事業場が公共下水道を使用する場合、届出等も必要になります。また公共下水道に流すには水質基準があり、そのままでは流すことができない場合、汚水の処理施設（除害施設）が必要になります。以上をまとめると次表のようになります。

	処理前の水質		部数	備考
	基準に適合しない	基準に適合する		
4-1. 特定事業場の水質基準				
(1) 直罰規定	○	○		
(2) 汚水の処理施設（除害施設）の設置基準	○			
4-2. 管理責任者（管理責任者の代理人）の選任	○			
4-3. 届出				
① 公共下水道使用開始（変更）届【様式第4】	○	○	2部	
② 公共下水道使用開始届【様式第5】	○	○	2部	①に該当しない場合
③ 特定施設設置届出書【様式第6】	○	○	2部	
④ 特定施設使用届出書【様式第7】	○	○	2部	
⑤ 特定施設の構造等変更届出書【様式第8】	○	○	2部	
⑥ 実施制限期間短縮承認願	○	○	2部	必要に応じて
⑦ 氏名変更等届出書【様式第10】	○	○	2部	
⑧ 特定施設使用廃止届出書【様式第11】	○	○	2部	
⑨ 承継届出書【様式第12】	○	○	2部	
⑩ 除害施設等管理責任者（代理人）選任（死亡、解任）届出書	○		2部	
⑪ 除害施設等管理責任者資格承認申請書	○		2部	必要に応じて
4-4. 水質の測定	○	○		無排水施設は除く
4-5. 報告義務	○	○		
4-6. 立入検査・改善命令	○	○		
4-7. 水質使用料	○	○		

## 4－1．特定事業場の水質基準(1/2)

特定事業場等から公共下水道へ流すことができる下水の水質基準は、**公共下水道の施設、機能を保全すること及び下水処理場からの放流水の水質基準を守ることを目的として**、下水道法により定められています。

### 1. (1) 直罰規定（法第12条の2、条例第9条）

この基準は、除害施設設置基準に優先して特定事業場に適用され、下水の水質がこの基準を超えた場合は、直ちに処罰されることがあります。（法第46条の2）

- ① カドミウム～クロム及びダイオキシン類など処理困難な物質等（法第12条の2第1項）
- ② アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量～りん含有量など処理可能な物質等（法第12条の2第5項、条例第9条）があります。

直罰基準は次表【表②】のとおりで、特定事業場であるかどうか、また事業場からの排出量によって次のように規制されています。



【表②】特定事業場の直罰基準

No.	規制物質・項目	基準	特定事業場				
			50㎡以上	50～30㎡	30～10㎡	10㎡未満	
1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下	①	①	①	①	①下水道法第12条の2第1項 法施行令第9条の4第1項 法第46条の2第1項
2	シアン化合物	1mg/L以下	①	①	①	①	
3	有機リン化合物	1mg/L以下	①	①	①	①	
4	鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	①	①	①	①	
5	6価クロム化合物	0.5mg/L以下	①	①	①	①	②下水道法第12条の2第1項 法施行令第9条の4第1項 法第46条の2第1項 環境省令「排水基準を定める省令別表第二」
6	ひ素及びその化合物	0.1mg/L以下	①	①	①	①	
7	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005mg/L以下	①	①	①	①	③下水道法第12条の2第1項 法施行令第9条の4第1項 法第46条の2第1項 環境省令「排水基準を定める省令別表第二」
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	①	①	①	①	
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg/L以下	①	①	①	①	④下水道法第12条の2第1項 法施行令第9条の4第1項 法第46条の2第1項 環境省令「排水基準を定める省令別表第二」 法施行令第9条の4第4項 埼玉県水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例
10	トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	①	①	①	①	
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	①	①	①	①	
12	ジクロロメタン	0.2mg/L以下	①	①	①	①	
13	四塩化炭素	0.02mg/L以下	①	①	①	①	
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	①	①	①	①	
15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	①	①	①	①	
16	シス1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	①	①	①	①	
17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	①	①	①	①	
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	①	①	①	①	
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	①	①	①	①	⑤下水道法第12条の2第3項及び第5項 条例第9条第1項 法第46条の2第1項
20	チウラム(テトラメチルチウラムジスルไฟト)	0.06mg/L以下	①	①	①	①	
21	シマジン	0.03mg/L以下	①	①	①	①	⑥下水道法第12条の2第5項 条例第9条第1項 条例第9条第2項第1号 環境省令「排水基準を定める省令別表第二」
22	チオベンカルブ	0.2mg/L以下	①	①	①	①	
23	ベンゼン	0.1mg/L以下	①	①	①	①	⑦下水道法第12条の2第5項 条例第9条第1項 条例第9条第2項第2号 環境省令「排水基準を定める省令別表第二」
24	セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	①	①	①	①	
25	ほう素及びその化合物	10mg/L以下	①	①	①	①	
26	ふっ素及びその化合物	8mg/L以下	①	①	①	①	
27	1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	①	①	①	①	
28	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L未満	⑤	⑤	⑤	⑤	
29	フェノール類	5mg/L以下	②	③	③	④	⑦下水道法第12条の2第5項 条例第9条第1項 条例第9条第2項第2号 環境省令「排水基準を定める省令別表第二」
30	銅及びその化合物	3mg/L以下	②	③	③	④	
31	亜鉛及びその化合物	2mg/L以下	②	③	③	④	
32	鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	②	③	③	④	
33	マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	②	③	③	④	⑦下水道法第12条の2第5項 条例第9条第1項 条例第9条第2項第2号 環境省令「排水基準を定める省令別表第二」
34	クロム及びその化合物	2mg/L以下	②	③	③	④	
35	生物化学的酸素要求量(BOD)	600mg/L未満	⑤	⑦	⑦	⑦	
36	浮遊物質(SS)	600mg/L未満	⑤	⑦	⑦	⑦	
37	窒素含有量	240mg/L未満	⑤	⑥	⑥	⑥	
38	燐含有量	32mg/L未満	⑤	⑥	⑥	⑥	
39	ノルマルヘキサン	5mg/L以下	⑤	⑦	⑦	⑦	
40	抽出物質含有量	30mg/L以下	⑤	⑦	⑦	⑦	
41	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	⑤	⑦	⑦	⑦	
42	温度	45℃未満					
43	沃素(ようそ)消費量	220mg/L未満					
44	ダイオキシン類(※1)	10pg-TEQ/L以下	①	①	①	①	

※1 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設の設置者についてのみ、直罰基準に係る水質基準となる。

網掛けセルは直罰対象の排水基準

## 4－1．特定事業場の水質基準(2/2)

1. (2) 汚水の処理施設（除害施設）の設置基準（法第12条、法第12条の11、条例第9条の2、条例第9条の3）

継続して、公共下水道を使用する工場・事業場の下水の水質が、この基準を超える場合は、除害施設の設置などをしなければなりません。基準を超えた場合、直ちに処罰されることはありませんが、監督処分（法第38条第1項）の対象となり、その処分に従わなかったときには処罰されます。（法第46条）

法第12条 →下水道の施設・機能の保全

法第12条の11 →下水道からの放流水の水質確保

除害施設設置基準は次表【表③】のとおりで、特定事業場であるかどうか、また排出量によって次のように規制されています。

【表③】特定事業場の汚水の処理施設(除害施設)設置基準

No.	規制物質・項目	基準	特定事業場			
			50㎡以上	50～30㎡	30～10㎡	10㎡未満
1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
2	シアン化合物	1mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
3	有機リン化合物	1mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
4	鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
5	6価クロム化合物	0.5mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
6	ひ素及びその化合物	0.1mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
7	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	⑧	⑧	⑧	⑧
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
10	トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
12	ジクロロメタン	0.2mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
13	四塩化炭素	0.02mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
16	シス1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
19	1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
20	チウラム(テトラメチルチウラム「スルフト」)	0.06mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
21	シマジン	0.03mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
22	チオベンカルブ	0.2mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
23	ベンゼン	0.1mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
24	セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
25	ほう素及びその化合物	10mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
26	ふっ素及びその化合物	8mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
27	1,4-ジオキサ	0.5mg/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧
28	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L未満	⑨	⑨	⑨	⑨
29	フェノール類	5mg/L以下	⑧	⑧	⑧	④
30	銅及びその化合物	3mg/L以下	⑧	⑧	⑧	④
31	亜鉛及びその化合物	2mg/L以下	⑧	⑧	⑧	④
32	鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	⑧	⑧	⑧	④
33	マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	⑧	⑧	⑧	④
34	クロム及びその化合物	2mg/L以下	⑧	⑧	⑧	④
35	生物化学的酸素要求量(BOD)	600mg/L未満	⑨	⑦	⑦	⑦
36	浮遊物質(SS)	600mg/L未満	⑨	⑦	⑦	⑦
37	窒素含有量	240mg/L未満	⑨	⑦	⑦	⑦
38	燐含有量	32mg/L未満	⑨	⑦	⑦	⑦
39	ノルマルヘキサン 錳塩類含有量	5mg/L以下	②	①	⑤	⑤
40	抽出物質含有量 動植物油脂類含有量	30mg/L以下	②	①	⑤	⑤
41	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	②	①	①	①
42	温度	45℃未満	①	①	⑤	⑤
43	沃素(ようそ)消費量	220mg/L未満	③	⑥	⑥	⑥
44	ダイオキシン類※1	10pg-TEQ/L以下	⑧	⑧	⑧	⑧

- ① 下水道法第12条  
法施行令第9条第1項  
条例第9条の2第1項  
下水道法第12条の11第1項  
法施行令第9条の11第1項  
条例第9条の3第1項
- ② 下水道法第12条  
法施行令第9条第1項  
条例第9条の2第1項
- ③ 下水道法第12条  
法施行令第9条第1項  
条例第9条の2第1項
- ④ 下水道法第12条の11第1項  
法施行令第9条の10第3号  
条例第9条の3第1項第1号
- ⑤ 下水道法第12条  
法施行令第9条第1項  
条例第9条の2第1項  
条例第9条の2第2項  
条例施行規則第10条  
下水道法第12条の11第1項  
法施行令第9条の11第1項  
条例第9条の3第1項、条例第9条の3第3項  
条例施行規則第11条
- ⑥ 下水道法第12条  
法施行令第9条第1項  
条例第9条の2第1項  
条例第9条の2第2項  
条例施行規則第10条
- ⑦ 下水道法第12条の11第1項  
法施行令第9条の11第1項  
条例第9条の3第1項  
条例第9条の3第3項  
条例施行規則第11条
- ⑧ 下水道法第12条の11第1項第1号  
法施行令第9条の10第3号  
条例第9条の3第1項
- ⑨ 下水道法第12条の11第1項第2号  
法施行令第9条の11第1項  
条例第9条の3第1項

※ただし、水洗便所から排除される汚水を除く。

※1 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設の設置者についてのみ、設置基準に係る水質基準となる。

■ 太線枠内セルは直罰対象の排水基準

■ 網掛けセルは「除害施設」設置必要事業場

## 4－2． 除害施設等管理責任者（代理者）の選任

除害施設又は汚水の処理施設のある事業場等は、排出される下水の水質が良好に保たれるよう維持管理する**除害施設等管理責任者**及び**除害施設等管理責任者の代理者**（以下「除害施設等管理責任者等」という）の選任と届出が必要です。

除害施設等管理責任者等の業務には、次のようなものがあります。

- ・ 使用する原材料の検査
- ・ 特定施設又は汚水排出施設の点検
- ・ 除害施設の操作、点検、補修
- ・ 発生する汚泥の処理、処分
- ・ 下水の水質測定、記録
- ・ 事故が発生した場合の必要な措置の実施

除害施設等管理責任者等となるためには、十分な知識と技能が必要です。次の資格要件を設けています。（**東松山市下水道条例施行規程第19条**）

1. 国で実施する水質関係公害防止管理者の資格取得者（**第1号**）
2. 埼玉県で実施する水質関係公害防止主任者の資格認定講習を修了した者（**第2号**）
3. 上記と同程度以上の講習を修了した者（**第3号**）

除害施設等管理責任者等の業務は、除害施設等の維持管理が中心的な業務ですが、汚水を排出する施設の管理なども含みますので、排水処理にかかわる限り工場・事業場の全体の管理についても責任を負っています。

## 4－3. 届出

### (1) 使用開始等の届出

公共下水道を使用しようとする事業場等は、次に該当する場合にあらかじめ届出が必要です。

届出を要する場合	届出の内容	届出の種類
次のいずれかに該当する場合 ・日最大下水量が50 m <sup>3</sup> /日以上の場合 ・下水の水質が次の【表④】に該当する場合 ・既に届出した内容を変更する場合	・下水の量 ・下水の水質 ・使用開始の時期	公共下水道使用開始 (変更)届 【様式第4】
上欄に該当しない場合で、 <b>特定施設</b> の設置者が下水道を使用する場合	・使用開始の時期 ・特定施設の種類の種類	公共下水道使用開始届 【様式第5】

【表④】 公共下水道使用開始届が必要となる場合の下水の水質（処理前の水質）

項目又は物質	水質	[注意] この表の数値は排除基準と異なるものがあります。
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/Lを超えるもの	
シアン化合物	1 mg/Lを超えるもの	
有機リン化合物	1 mg/Lを超えるもの	
鉛及びその化合物	0.1 mg/Lを超えるもの	
6価クロム化合物	0.5 mg/Lを超えるもの	
ひ素及びその化合物	0.1 mg/Lを超えるもの	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/Lを超えるもの	
アルキル水銀化合物	検出されるもの	
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg/Lを超えるもの	
トリクロロエチレン	0.1 mg/Lを超えるもの	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/Lを超えるもの	
ジクロロメタン	0.2 mg/Lを超えるもの	
四塩化炭素	0.02 mg/Lを超えるもの	
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/Lを超えるもの	
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/Lを超えるもの	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/Lを超えるもの	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/Lを超えるもの	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/Lを超えるもの	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/Lを超えるもの	
チウラム（テトラメチルチウラムジスルフィド <sup>*</sup> ）	0.06 mg/Lを超えるもの	
シマジン	0.03 mg/Lを超えるもの	
チオベンカルブ	0.2 mg/Lを超えるもの	
ベンゼン	0.1 mg/Lを超えるもの	
セレン及びその化合物	0.1 mg/Lを超えるもの	
ほう素及びその化合物	10 mg/Lを超えるもの	
ふっ素化合物	8 mg/Lを超えるもの	
1,4-ジオキサン	0.5 mg/Lを超えるもの	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125 mg/L以上	
フェノール類	5 mg/Lを超えるもの	
銅及びその化合物	3 mg/Lを超えるもの	
亜鉛及びその化合物	2 mg/Lを超えるもの	
鉄及びその化合物（溶解性）	10 mg/Lを超えるもの	
マンガン及びその化合物（溶解性）	10 mg/Lを超えるもの	
クロム及びその化合物	2 mg/Lを超えるもの	
生物化学的酸素要求量（BOD）	300 mg/L以上	
浮遊物質（SS）	300 mg/L以上	
窒素含有量	150 mg/L以上	
燐含有量	20 mg/L以上	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量 動植物油脂類含有量	5 mg/Lを超えるもの 30 mg/Lを超えるもの
水素イオン濃度（pH）	5.7以下 または 8.7以上	
温度	40℃以上	
沃素（ようそ）消費量	220 mg/L以上	
ダイオキシン類	10pg-TEQ/Lを超えるもの	

※ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設の設置者についてのみ適用する。

(2) 特定施設の届出

特定施設を設置するなどの場合、次のような届出が必要です。

○事前に届け出るもの

届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
特定施設を新しく設置する場合 又は増設する場合	特定施設設置届出書 【様式第6】	設置の60日以前
特定施設の設置者が次のような変更 をする場合 ・ 特定施設の構造、寸法など ・ 特定施設で使用する材料など ・ 汚水処理施設の構造、寸法など ・ 下水の量、水質、排水系統など	特定施設の 構造等変更届出書 【様式第8】	変更の60日以前

○事後に届け出るもの

届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
特定施設を設置している事業場等が 新たに下水道を使用する場合	特定施設使用届出書 【様式第7】	使用または 指定の日から30日以内
使用している施設が、新たに特定施設 に指定された場合		
事業場等の名称、代表者及び所在地名 の変更があった場合	氏名変更等届出書 【様式第10】	変更の日から30日以内
特定施設の使用を廃止した場合	特定施設使用廃止届 出書 【様式第11】	廃止の日から30日以内
事業場等を譲り受けるなど、届出者の 地位を承継した場合	承継届出書 【様式第12】	承継の日から30日以内

## 4-4. 水質の測定

特定事業場は、排除する下水の水質を測定し、その結果を記録・保存しておかなければなりません。（下水道法第12条の12、施行規程第15条）

### (1) 測定項目及び測定回数

次表に示したとおり行ってください。

測定項目は、事業場等の業種、規模、工程において使用する原材料、薬品の種類、使用方法等を考慮して定めますので、下水道施設課（市野川浄化センター）TEL0493-24-2022へ問い合わせてください。

水質の項目	測定の回数
温度	排水の期間中、1日に1回以上
pH（水素イオン濃度）	排水の期間中、1日に1回以上
BOD（生物化学的酸素要求量）	14日に1回以上
ダイオキシン類	1年に1回以上
その他の項目	7日に1回以上

（下水道法施行規則第15条に記載）

### (2) 測定方法等

「下水の水質の検定方法に関する省令」に基づいて、自社もしくは検査機関にて測定を行ってください。

測定のための試料は、測定する下水の水質が**最も悪いと推定される時刻**に採取してください。

### (3) 記録及び保存義務

以上の測定の結果は、水質測定記録表（別記様式第13）により記録し、**その記録を5年間保存**しなければなりません。



## 4-5. 報告義務

下水道を適正に管理するため、事業場の状況、除害施設又は下水の水質等についての報告を提出していただく場合があります。これに違反して報告しなかったり、虚偽の報告をした者には、罰則が適用されることがあります。

## 4-6. 立入検査・改善命令

東松山市では、公共下水道の機能保全と下水処理場からの放流水の水質を適正に保つために、随時、工場・事業場への立入検査を実施しています。その際、特定施設、除害施設、汚水処理方法などを調査し、必要に応じて下水を採取し検査します。

立入検査の結果、排除基準に違反または違反するおそれがあると認められる場合には、水質及び施設の改善あるいは、下水の排除の停止を命ずることがあります。

## 4-7. 水質使用料

下水の水質項目のうち、BOD（生物化学的酸素要求量）とSS（浮遊物質量）については、直罰基準、除害施設設置基準を下回る場合でも、次の要件にあてはまる場合は、水質使用料を通常の下水道使用料に加算し負担していただく場合があります。

（詳しくは、上下水道経営課 TEL0493-22-1123 へお問い合わせください。）

項目	排出水量	水質		
		(単位:mg/L)		
生物化学的酸素要求量 (BOD)	750m <sup>3</sup> /月以上		水質使用料を 徴収します	
	750m <sup>3</sup> /月未満	150	水質使用料を 徴収しません	600
浮遊物質量 (SS)	750m <sup>3</sup> /月以上	徴収し ません	水質使用料を 徴収します	を排 除基 準を 超 過す る け ま せ ん
	750m <sup>3</sup> /月未満	180	水質使用料を 徴収しません	600

## 資 料

下水道法に基づく届出の種類	26～27
東松山市下水道条例に基づく届出の種類	28
届出書記載要領	
1 公共下水道使用開始（変更）届	30～32
2 公共下水道使用開始届	33～34
3 特定施設設置届出書	35～51
4 特定施設使用届出書	52～53
5 特定施設の構造等変更届出書	54～55
6 実施制限期間短縮承認願	56～57
7 氏名変更等届出書	58
8 特定施設使用廃止届出書	59
9 承継届出書	60
10 除害施設等管理責任者（代理者）選任（死亡、解任）届出書	61～62
11 除害施設等管理責任者資格承認申請書	63

【表⑤】下水道法に基づく届出の種類

番号	届出の種類	根拠条文	届出要件	必要書類（添付書類）提出部数	届出期間	罰 則
1	公共下水道 使用開始 （変更）届  【様式第4】	法第11条の2 第1項	日最大50m <sup>3</sup> 以上又は届出を要する水質（P18参照）の下水を継続して公共下水道に排除しようとするとき	1. 公共下水道使用開始（変更）届  2. 添付書類 除害施設等を設置する時はその概要をあきらかにする図書及び図面  提出部数 各2部（1部返却）	あらかじめ	20万円以下の罰金
2	公共下水道 使用開始届  【様式第5】	法第11条の2 第2項	特定施設を設置して下水を継続して公共下水道に排除しようとするとき（上欄を除く）	1. 公共下水道使用開始届  提出部数 各2部（1部返却）	あらかじめ	20万円以下の罰金
3	特定施設 設置届出書  【様式第6】  ※受理書 の交付	法第12条の3 第1項	工場又は事業場から公共下水道に下水を排除する者が、特定施設を新設又は増設しようとするとき  （旅館業の用に供する特定施設を除く。以下同じ。）	1. 特定施設設置届出書  2. 添付書類 (1) 特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置図 (2) 特定施設の設置場所図面 (3) 特定施設を含む操業の系統図 (4) 汚水の処理施設の設置場所図面 (5) 汚水の処理の系統図面 (6) 汚水の集水図面 (7) 排出口の位置図 (8) 用水及び排水の系統図  提出部数 各2部（1部返却）	特定施設に係る工事着手の60日以前	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
4	特定施設 使用届出書  【様式第7】	法第12条の3 第2項	一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）で公共下水道に下水を排除しているとき	1. 特定施設使用届出書  2. 添付書類 (1) 特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置図 (2) 特定施設の設置場所図面 (3) 特定施設を含む操業の系統図 (4) 汚水の処理施設の設置場所図面 (5) 汚水の処理の系統図面 (6) 汚水の集水図面 (7) 排水口の位置図 (8) 用水及び排水の系統図  提出部数 各3部（1部返却）	当該施設が特定施設となった日から30日以内	20万円以下の罰金
		法第12条の3 第3項	特定施設を設置している者が公共下水道に下水を排除することとなったとき	同 上	公共下水道に下水を排除することとなった日から30日以内	

番号	届出の種類	根拠条文	届出要件	必要書類（添付書類）提出部数	届出期間	罰 則
5	特定施設の構造等変更届出書  【様式第8】  ※受理書の交付	法第12条の4	特定施設設置の届出又は特定施設使用の届出をした者が、特定施設の構造・特定施設の使用の方法・汚水の処理の方法・下水の量及び水質・用水及び排水の系統を変更しようとするとき	1. 特定施設の構造等変更届出書 2. 添付書類  ※特定施設設置届出書のNo.1～12及び添付書類の(1)から(8)までのうち変更しようとする事項について、変更前後の内容を対照させる。  提出部数 各2部（1部返却）	特定施設の構造等の変更に係る工事着手の60日以前	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
6	実施制限期間短縮承認願	法第12条の6第2項	届出が受理されてから60日より短い期間で、特定施設を設置し、又は構造若しくは使用の方法の変更が必要なとき	1. 実施制限期間短縮願  提出部数 各2部（1部返却）	変更があった日から30日以内	20万円以下の罰金
7	氏名変更等届出書  【様式第10】	法第12条の7	特定施設設置の届出又は特定施設使用の届出をした者が、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名・工場又は事業場の名称及び所在地の変更があったとき	1. 氏名変更等届出書 (1)変更の内容（変更前後） (2)変更年月日 (3)変更の理由  提出部数 各2部（1部返却）	変更があった日から30日以内	10万円以下の過料
8	特定施設使用廃止届出書  【様式第11】	法第12条の7	特定施設設置の届出又は特定施設使用の届出をした者が、特定施設の使用を廃止したとき	1. 特定施設使用廃止届出書 (1)工場又は事業場の名称及び所在地 (2)特定施設の種類及び設置場所 (3)使用廃止の年月日及び理由 2. 添付書類 (1)特定施設の設置場所図面  提出部数 各2部（1部返却）	使用を廃止した日から30日以内	10万円以下の過料
9	承継届出書  【様式第12】	法第12条の8第3項	特定施設設置の届出又は特定施設使用の届出をした者から特定施設を譲り受け又は借り受けたとき  特定施設設置の届出又は特定施設使用の届出をした者について相続又は合併があったとき	1. 承継届出書 (1)工場又は事業場の名称及び所在地 (2)特定施設の種類及び設置場所 (3)承継の年月日及び原因 (4)被承継者の氏名又は名称及び住所 2. 添付書類 (1)特定施設の設置場所図面  提出部数 各2部（1部返却）	承継があった日から30日以内	10万円以下の過料

【表⑥】東松山市下水道条例に基づく届出の種類

番号	届出の種類	根拠条文	届出要件	必要書類（添付書類）提出部数	届出期間	罰 則
10	除害施設等管理責任者（代理者）選任（死亡、解任）届出書  【様式第17号】	条例第9条の9第2項	除害施設等管理責任者（代理者）の選任、死亡又は解任があったとき	1. 除害施設等管理責任者選任（死亡、解任）届出書 (1)工場又は事業場の名称及び所在地 (2)選任（死亡、解任）の年月日 (3)除害施設等管理責任者の職名、氏名及び担当業務の範囲 (4)資格の種類 (5)選任又は解任の事由  2. 添付書類 ・資格を証する書面の写し  提出部数 各2部（1部返却）	選任（死亡、解任）した日から30日以内	5万円以下の過料
11	除害施設等管理責任者資格承認申請書  【様式第18号】	条例施行規程第19条第2項	規程で定める資格を有するものがないとき  ※承認期間（1年間）の間に10の届出書を提出してください	1. 除害施設等管理責任者資格承認申請書 (1)工場又は事業場の名称及び所在地 (2)除害施設等管理責任者にしようとする者の氏名、職名及び履歴  提出部数 各2部（1部返却）	選任しようとする前	

## 届出書記載要領

### ◎法・条例各届出書共通事項

#### 1 届出年月日

東松山市下水道施設課（市野川浄化センター）へ届出をする年月日を記載する。

#### 2 届出者（申請者）

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を記載し押印する。

法人にあっては本社の所在地を記載し、会社印と代表者印が必要である。

工場長等代表権を有しない者が届出者となる場合にあっては代表者の委任状が必要である。

(例) 住 所	東京都港区〇番〇号
氏名又は名称	〇〇工業株式会社
法人にあっては代表者氏名	代表取締役 松山太郎

#### 3 工場又は事業場の名称・所在地

本社の所在地と工場の所在地が異なる場合にあっては特定施設又は除害施設を有する工場の所在地を記載する。

(例) 名 称	〇〇工業株式会社 東松山工場
所在地	東松山市大字新郷〇〇番地

## ◎下水道法に基づく届出書

### 1 公共下水道使用開始（変更）届……………法様式第4

#### (1) 排除場所

公共下水道を使用する工場又は事業場の所在地を記載する。

#### (2) 排水口数

公共下水道への排出口の数を記載する。

#### (3) 排除汚水の水量

過去1年間の平均月量及び日最大量とし、新設の場合は**推定量**を記載する。

#### (4) 開始(変更)年月日

使用開始又は変更を行おうとする年月日を記載する。

#### (5) 処理方法

水質ごとの処理方法を記載する。

例：中和法

#### (6) 施設名称

具体的な処理機能を表す名称を記載する。

例：中和処理施設

#### (7) 排水口

公共下水道への排出口の呼称を記載する。

例：No. 1, No. 2 東, 西 等

#### (8) 月量

排水口ごとの月当たりの下水量を記載する。

#### (9) 項目

作業工程において使用する原材料、薬品等から判断して水質項目を定め、その分析値を記載する。

#### (10) 事業場の概要図書、図面

次の書類を作成し添付する。

##### ①事業場概要

資本金、会社の従業員数、当該事業場の従業員数、製品名、案内図、事業場配置図

##### ②事業場の操業概要

操業時間、操業フローシート、原材料（消耗資材を含む。）

##### ③汚水の処理概要

用水及び排水の系統図、汚水処理フローシート、除害施設の配置図、構造図、使用薬品名

##### ④その他

# 記入例

様式第4（第6条関係）

公共下水道使用開始（~~変更~~）届

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業

東松山市長 宛て

会社印

申請者

住所

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

電話番号

東松山市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

代  
表

次のとおり公共下水道の使用を開始（~~変更~~）するので届け出ます。

排除場所	東松山市〇〇町〇丁目〇番〇号		排水口数	2
排除汚水の水量 又は水質	水量	月平均 500 m <sup>3</sup> 、日最大 30 m <sup>3</sup>		
	水質	別記のとおり		
開始（変更） 年月日	和暦 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
処理方法	中和法	施設名称	中和処理施設	

記

裏面へ続く



排水口 月量	No.1	No.2	m <sup>3</sup>	単位
	300m <sup>3</sup>	200m <sup>3</sup>		
温度				度
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量				mg/L
水素イオン濃度 (pH)	6.8	7.2		水素指数
生物化学的酸素要求量 (BOD)				5日間mg/L
浮遊物質 (SS)				mg/L
トルマルペンシン抽出物質含有量	2.0			mg/L
動植物油類含有量		15		mg/L
窒素含有量				mg/L
リン含有量				mg/L
沃素 (ようそ) 消費量				mg/L
カドミウム及びその化合物				mg/L
シアン化合物				mg/L
有機リン化合物				mg/L
鉛及びその化合物				mg/L
六価クロム化合物				mg/L
砒素及びその化合物				mg/L
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物				mg/L
アルキル水銀化合物				mg/L
ポリ塩化ビフェニル				mg/L
トリクロロエチレン				mg/L
テトラクロロエチレン				mg/L
ジクロロメタン				mg/L
四塩化炭素				mg/L
1,2-ジクロロエタン				mg/L
1,1-ジクロロエチレン				mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン				mg/L
1,1,1-トリクロロエタン				mg/L
1,1,2-トリクロロエタン				mg/L
1,3-ジクロロプロペン				mg/L
チウラム				mg/L
シマジン				mg/L
チオベンカルブ				mg/L
ベンゼン				mg/L
セレン及びその化合物				mg/L
ほう素及びその化合物				mg/L
ふっ素及びその化合物				mg/L
フェノール類				mg/L
1,4-ジオキサン				mg/L
銅及びその化合物	0.2	0.1		mg/L
亜鉛及びその化合物	2.3	ND		mg/L
鉄及びその化合物 (溶解性)				mg/L
マンガン及びその化合物 (溶解性)				mg/L
クロム及びその化合物				mg/L
ダイオキシン類				pg-TEQ/L
※				
適 要	○月○日 分析	○月○日 分析		

- 備考 1. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
2. ※印のある欄は、令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。
3. 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等と記載すること。
4. 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

## 2 公共下水道使用開始届・・・・・・・・・・・・・・・・法様式第5

### (1) 排除場所

公共下水道を使用する工場又は事業場の所在地を記載する。

### (2) 排水口数

公共下水道への排出口の数を記載する。

### (3) 開始年月日

使用開始しようとする年月日を記載する。

### (4) 特定施設の種類

特定施設の番号、名称を記載する。（特定施設一覧表のとおり）

様式第5（第6条関係）

公共下水道使用開始届

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業

東松山市長 宛て

申請者

住所

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

電話番号

東松山市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇工業株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

会社印

代表  
者印

次のとおり公共下水道の使用を開始するので、届け出ます。

排 除 場 所	東松山市〇〇町〇丁目〇番〇号
排 水 口 数	2
開 始 年 月 日	和暦〇〇年〇〇月〇〇日
特 定 施 設 の 種 類	6 6 電気めっき施設

備考1. 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

2. 「特定施設の種類」の欄は、水質汚濁防止法施行令別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる号番号及び名称を記載すること。

### 3 特定施設設置届出書……………法様式第6

#### (1) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる項番号、イロハ…及び名称を記載する。

例： 71 自動式車両洗淨施設

#### (2) 特定施設の構造……………別紙No.1

##### ① 特定施設の名称

水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる特定施設の名称を記載する。

例： 71 自動式車両洗淨施設

##### ② 型式

メーカーでの呼び名、型式、年式

例： ○○型 △△方式

##### ③ 構造

その施設が木製かコンクリート製かあるいは鉄製か等記載する。

構造図を添付する。

##### ④ 主要寸法

施設の縦、横、高さ等について記載する。

同一機種があればその数もあわせて記載する。(備考欄でもよい。)

##### ⑤ 能力

その施設の時間当たり、又は一日当たりの原材料の処理能力を重量、長さ等によって記載する。

##### ⑥ 主要機械又は主要装置の配置

工場全体の配置図を添付し、そのなかに特定施設に関連する主要機械又は主要装置について設置場所を明示すること。なお、この図面に「特定施設の設置場所」及び「汚水処理施設の設置場所」を併記しても差し支えない。

特定施設の構造図を添付する。

##### ⑦ 工事着手予定年月日、完成予定年月日、使用開始予定年月日

特定施設の設置に係る工事着手、完成及び使用開始の予定年月日を記載する。

工事着手予定年月日は、届出書受理日から60日以上経過した日とする。

##### ⑧ 参考事項

その他特定施設の構造について参考となるべき事項を記載する。

#### (3) 特定施設の使用の方法……………別紙No.2～4

##### ① 設置場所

工場全体の配置図に特定施設の設置場所を赤色で明示する。

##### ② 特定施設を含む操業の系統

いわゆるフローシートの中で、原材料から製品までの製造工程(製品検査工程を含む。)を詳細に記載し、工程における特定施設を他の施設と区別する。

排水箇所を併記すること。

③使用時間の間隔、1日の使用時間、季節的変動

- (a) 特定施設を断続的に使用している場合は、その時間間隔を記載する。
- (b) 1日当たりの使用時間が日によって変動する場合は、平均使用時間を記載する。
- (c) 季節的変動のある場合は、その旨を記載し、その概要を記載する。

④原材料の種類、使用の方法、使用量

- (a) 特定施設を含む作業工程において使用する原材料(消耗資材を含む。)の種類を記載する。
- (b) 使用の方法については、具体的にどのようにして使用するかを明記する。
- (c) 使用量については、1日当たりの平均使用量を記載する。

⑤特定施設から排出される汚水等

- (a) 特定施設から排出される汚水の量を記載する。
- (b) 水量は計量器によるもののほかは水道の使用量、ポンプの揚水能力等から推定する。

る。

- (c) 特定施設から排出される汚水の水質について、pH, BOD, SS等排除基準が定められている物質の種類及び項目について記載する。(通常値及び最大値)

⑥参考事項

その他特定施設の使用の方法について参考となるべき事項を記載する。

(4) 汚水の処理の方法……別紙No.5～10

①設置場所

工場全体の配置図に汚水処理施設の設置場所を赤色で明示する。

②工事着手予定年月日、完成予定年月日、使用開始予定年月日

汚水処理施設に係る工事着手、完成及び使用開始の予定年月日を記載する。

③種類

汚水処理施設の種類を記載する。

例： 加圧浮上施設、活性汚泥処理施設、油水分離施設、総合汚水処理施設

④型式

処理施設を具体的にあらわす名称、型式を記載する。

例： ○○式加圧浮上施設、ML型油水分離施設(○○社製)

⑤構造

コンクリート、木製、金属製等

構造図を添付する。

⑥主要寸法

施設の縦、横、深さ、容量等を記載する。

構造図に主要寸法を記載する。

⑦能力

汚水処理施設の時間当たり又は1日当たりの処理能力を記載する。

設計計算書を添付する。

⑧処理方式

活性汚泥法、凝集沈澱法、電気分解法等と処理の方式を記載する。

#### ⑨処理の系統

汚水処理の系統を図示する。排水処理のフローチャートを添付する。

#### ⑩集水及び導水の方法

汚水をどの様にして集め、汚水処理施設に導いているかを記載する。

例えば、「U字溝にて汚水処理施設に導水する」、「ポンプアップし、口径100mmの塩化ビニール管にて導水する」等と記載する。

集水及び導水系統を赤色で図示する。

用水及び排水系統図に併記して差し支えない。

#### ⑪使用時間間隔、1日の使用時間、季節的変動

(a) 汚水処理施設を時間間隔をおいて使用している場合は、例えば2時間ごとに使用等を記載する。

(b) 1日当たりの使用時間が日によって変動のある場合は、その平均的使用時間を記載する。

(c) 季節的に変動する場合は、7月から11月まで使用等と記載する。

#### ⑫処理に要する消耗資材及び用途別使用量

汚水処理施設において中和、凝集等に使用する酸、アルカリ凝集剤等を用途別にその使用量を記載する。

#### ⑬水量、水質

(a) 汚水処理の通常量及び最大量を記載する。

(b) 汚水処理施設で処理される汚水の処理前及び処理後の水質についてそれぞれ通常値及び最大値を記載する。分析は、環境計量士によるのが望ましい。

汚水処理施設未設置の場合は、設計計算書に基づいて記載する。

(c) 排除基準が定められている物質の種類及び項目について記載する。

#### ⑭残さの種類、生成量、処理の方法

汚水処理によって生ずる汚泥、油分等の1か月当たりの生成量とその処理の方法を、「ベルトプレス脱水機にて脱水後、焼却」等 具体的に記載する。

なお、業者委託による場合は、その業者の所在地、名称及び搬出頻度を記載する。

#### ⑮公共下水道への排除の方法

工場敷地から排除される汚水について排出口の位置及び数等どのように排除しているかを記載する。

#### ⑯参考事項

その他汚水の処理の方法について参考となるべき事項を記載する。

例： 設計・施工業者及びメンテナンス業者の名称及び住所等

(5) 下水の量及び水質……別紙No.11

① 排出口名称・水量・水質

工場全体の排出口別に水量及び水質を記載する。

排出口名称は、A排出口, B排出口, No. 1排出口等とし、水量, 水質については通常値(平均値)と最大値を記載する。

排出量は、実測又は用水量等客観的な方法で求める。

② 参考事項

その他汚水の量及び水質について参考となるべき事項を記載する。

(6) 用水及び排水の系統……別紙No.12

① 用水及び排水の系統図

用水及び排水の系統について系統図を添付し、その経路を用水については青色で、排水については赤色で工場全体の配置図に記載すること。

② 用途別用水使用量

上水道、地下水等の1日当たりの使用量を記載するとともに、用途別の使用量を記載する。

(7) その他の参考事項

業種名、創業年月日、主要製品名、資本金、生産高及び従業員数等を記載する。

様式第 6 (第 8 条関係)

特定施設設置届出書

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業

東松山市長 宛て

申請者

会社印

住所 東京都千代田区〇丁目〇番〇号

氏名又は名称及び法人に 〇〇工業株式会社

代表

あつてはその代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 者印

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

下水道法第 12 条の 3 第 1 項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇工業(株)東松山工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	東松山市大字新郷〇〇	※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	71 自動式車両洗浄施設	※ 施設番号	
△特定施設の構造(特定施設の使用方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統)	別紙のとおり。	※ 審査結果	
		※ 備考	

備考

- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- ※印の欄には記載しないこと。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。



## 1・特定施設の構造

イ 特定施設の型式、構造、主要寸法及び能力並びに当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置

添付第2図のとおり。

特定施設の名称	型 式	構 造	主 要 寸 法 (たて×よこ×高さ(深さ))	能 力	備 考
71 自動式車両洗淨施設	〇〇-△△	ステンレス門型	2,650×3,600×2,840mm	1台/3分	

ロ 特定施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに特定施設の使用開始の予定年月日

工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
和暦〇〇年〇〇月〇〇日	和暦〇〇年〇〇月〇〇日	和暦〇〇年〇〇月〇〇日

ハ その他特定施設の構造について参考となるべき事項

な し

2・特定施設の使用の方法

イ 特定施設の設置場所

添付 第1図 のとおり。(図中の特定施設は**赤線**で記入すること。)

ロ 特定施設を含む操業の系統

~~添付第\_\_\_表のとおり。~~



↓  
排水

※  ……特定施設

ハ 特定施設の使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要

特定施設の名称	使用時間間隔	1日当たりの使用時間	季節的変動の概要	備 考
71 自動式車両洗淨施設	10:00～19:00	9時間	なし	

ニ 特定施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量

特定施設の名称	原材料の種類	使用 方 法	1日当たりの使用量	備 考
71 自動式車両洗淨施設	上水道	洗 淨	2.0 m <sup>3</sup>	1台 0.1 m <sup>3</sup> 1日 20台

ホ 特定施設の使用時において、当該特定施設から排出される汚水の水質（当該特定事業場から排出される下水に係る水質の基準が定められた事項に限る。）の通常値及び最大値並びに当該汚水の通常量及び最大量

単位：mg/l（pH、ダイオキシン類を除く）

特定施設の名称	汚水の量 (m <sup>3</sup> /日)		温度 (℃)		pH		BOD		SS		n-ヘキサン抽出物質		窒素		燐		ヨウ素消費量		フェノール類		銅		亜鉛		鉄（溶解性）					
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大				
71 自動式 車両洗浄施設	2.0	3.0			7	8			100	200	4	6																		
マンガン (溶解性)	クロム		フッ素		カドミウム		シアン		有機燐		鉛		6価クロム		ヒ素		水銀		アルキル水銀		PCB		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン		四塩化炭素	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		1,3-ジクロロプロペン		チウラム		シマジン		チオベンカルブ		ベンゼン		セレン		ほう素		1,4-ジオキサソ		アミンア性、亜硝酸、硝酸窒素含有		ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)			
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	

ヘ その他特定施設の使用の方法について参考となるべき事項

なし

## 3・汚水の処理の方法

イ 汚水の処理施設（除害施設）の設置場所

添付 第1図のとおり。（図中の処理施設は赤線で記入すること。）

ロ 汚水の処理施設（除害施設）に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに使用開始の予定年月日

工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
和暦〇〇年〇〇月〇〇日	和暦〇〇年〇〇月〇〇日	和暦〇〇年〇〇月〇〇日

ハ 汚水の処理施設（除害施設）の種類、型式、主要寸法及び能力並びに汚水の処理の方式

種 類	型 式	構 造	主要寸法	処理能力	処理方式	備 考
油水浄化槽	OSB-16	FRP 4槽式	2.1（長さ）×0.5（巾） ×0.83m（深さ）	1.6～1.8 m <sup>3</sup> /h	浮上分離	

ニ 汚水の処理の系統

~~添付第\_\_\_図のとおり。~~



※  ……汚水の処理施設

ホ 汚水の集水及び汚水の処理施設（除害施設）までの導水の方法

添付第1図のとおり。（集水及び導水の経路を、赤線で記入すること。）

へ 汚水の処理施設（除害施設）の使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要

処理施設の名称	使用時間間隔	1日当たりの使用時間	季節的変動の概要	備 考
油水浄化槽	10:00～19:00	9時間	なし	

ト 汚水の処理施設（除害施設）において中和、凝集、酸化、その他の反応の用に供する使消耗資材の1日当たりの用途別使用量

処理施設の名称	用 途 別	消耗資材の名称	1日当たりの使用量	備 考
油水浄化槽		なし		

チ 汚水の処理施設（除害施設）の使用時における当該汚水の処理施設による処理前及び処理後の汚水の水質（当該特定事業場から排出される下水に係る水質の基準が定められた事項に限る。）の通常値及び最大値並びに当該汚水の通常量及び最大量

(1)処理前

汚水処理施設の名称	汚水の量 (m <sup>3</sup> /日)		温度 (°C)		pH		BOD		SS		n-ヘキサン抽出物質				窒素		燐		ヨウ素消費量		フェノール類		銅		亜鉛		鉄 (溶解性)			
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	欵油類		動植物油脂		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
											通常	最大	通常	最大																
油水浄化槽	2.0	3.0			7	8			100	200	4	6																		
マンガン (溶解性)	クロム		フッ素		カドミウム		シアン		有機燐		鉛		6価クロム		ヒ素		水銀		アルキル水銀		PCB		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン		四塩化炭素	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		1,3-ジクロロプロペン		チウラム		シマジン		チオベンカルブ		ベンゼン		セレン		ほう素		1,4-ジオキサン		アモニア性、亜硝酸、硝酸窒素含有		ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)			
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	



(2)処理後

汚水処理施設の名称	汚水の量 (m <sup>3</sup> /日)		温 度 (℃)		pH		BOD		SS		n-ヘキサン抽出物質				窒素		燐		ヨウ素消費量		フェノール類		銅		亜鉛		鉄 (溶解性)			
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
油水浄化槽	2.0	3.0			7	8			10	20	1	2																		
マンガン (溶解性)	クロム		フッ素		カドミウム		シアン		有機燐		鉛		6価クロム		ヒ素		水銀		アルキル水銀		PCB		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン		四塩化炭素	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		1,3-ジクロロプロペン		チウラム		シマジン		チオベンカルブ		ベンゼン		セレン		ほう素		1,4-ジオキサソ		アモニア性、亜硝酸、硝酸窒素含有		ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)				
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	

リ 汚水の処理によって生ずる残さの種類及び1月間の種類別生成量並びにその処理の方法の概要

残さの種類	1月間の生成量	処理の方法の概要	備 考
廃 油	10リットル	産廃業者に委託	〇〇〇〇サービス 埼玉県川越市〇〇〇

ヌ 汚水を公共下水道へ排除する方法（排出口の位置及び数）

排出口の位置は添付第1図のとおり。 排出口の数は合計\_1\_か所。

ル その他汚水の処理の方法について参考となるべき事項

な し

4・下水の量及び水質

イ 公共下水道への排出口における下水の通常量及び最大量並びに当該下水の水質（当該特定事業場から排出される下水に係る水質の基準が定められた事項に限る。）の通常値及び最大値。

単位：mg/l（pH, ダイオキシン類を除く）

排出口の名称	汚水の量 (m <sup>3</sup> /日)		温度 (℃)		pH		BOD		SS		n-ヘキサン抽出物質		窒素		燐		ヨウ素消費量		フェノール類		銅		亜鉛		鉄（溶解性）					
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大				
最終ます	3.0	4.0			7	8			10	20	3	4																		
マンガン (溶解性)	クロム		フッ素		カドミウム		シアン		有機燐		鉛		6価クロム		ヒ素		水銀		アルキル水銀		PCB		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン		四塩化炭素	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		1,3-ジクロロプロペン		チウラム		シマジン		チオベンカルブ		ベンゼン		セレン		ほう素		1,4-ジオキサソ		アミンア性、亜硝酸、硝酸窒素含有		ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)			
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	

ロ その他公共下水道に排除される下水の量及び水質について参考となるべき事項

なし

## 5・用水及び排水の系統

## イ 用水及び排水の系統図

添付第1図のとおり。(用水系統は青線で、排水系統は赤線で記入すること。)

## ロ 用途別用水使用量

用 水 別 (m <sup>3</sup> /日)								
上水道	地下水	その他 ( )			回収水	合計		
2.0	—	—			—	2.0		
用 途 別 (m <sup>3</sup> /日)								
ボイラー用水	原料用水	製品処理用水	洗浄用水	生活雑用水	冷却用水	温調用水	その他 ( )	合計
—	—	—	2.0	—	—	—	—	2.0

## 6・その他の参考事項

業 種 名	自動車整備販売業	操業年月日	平成15. 3. 1	事業場面積	500m <sup>2</sup>
主要製品名	○○○○	資本金 [円]	8000千万円		
生産高 [円/月]	○○○○	従業員数 [人]	全社 1000 人	従業員数 [人]	当該事業場 25人

#### 4 特定施設使用届出書・・・・・・・・・・・・・・・・法様式第7

公共下水道を使用していて、新たに事業場の施設が特定施設として追加された場合は、「下水道法第12条の3第2項」、既に特定施設を設置し、新たに公共下水道に下水を排除する場合は、「下水道法第12条の3第3項」に○印を付ける。

その他「特定施設設置届出書」と同様に記載する。

特定施設及び汚水処理施設の設置に係る工事着手、工事完成及び使用開始の年月日は、「予定」の字を抹消し実際の年月日を記載する。

様式第7(第9条関係)

特定施設使用届出書

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業  
東松山市長 宛て

申請者

会社印

住所

〇〇市〇〇1丁目2番3号

氏名又は名称及び法人に

株式会社〇〇産業

あつてはその代表者の氏名

代表取締役〇〇〇〇

代表者印

電話番号

〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

{ 下水道法第12条の3第2項 } の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。  
{ 下水道法第12条の3第3項 }

工場又は事業場の名称	株〇〇産業東松山工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	東松山市大字〇〇〇番地	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	53-イ 研磨洗浄施設	※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備考	
△汚水の量及び水質	別紙のとおり。	← 特定施設設置届出書の別紙に準じる	
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考

- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- ※ 印の欄には、記載しないこと。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。

5 特定施設の構造等変更届出書……………法様式第8

3の特定施設設置届出書と同様に記載する。

特定施設の構造及び使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質並びに用水及び排水の系統の変更前と変更後を対照させ、変更部分を明らかにする。

様式第8(第10条関係)

特定施設の構造等変更届出書

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業

東松山市長 宛て

申請者

会社印

住所

〇〇市〇〇1丁目2番3号

氏名又は名称及び法人に

株式会社〇〇産業

あつてはその代表者の氏名

代表取締役〇〇〇〇

電話番号

〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

代表者印

下水道法第12条の4の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	㈱〇〇産業東松山工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	東松山市大字〇〇〇番地	※受理年月日	年月日
特定施設の種類	53-イ 研磨洗浄施設	※施設番号	
△特定施設の構造（ 特定施設の使用の方法、 汚水の処理の方法、下水 の量及び水質、用水及び 排水の系統）	別紙のとおり。	※審査結果	
		※備考	
←特定施設設置届出書の別紙に準じる			

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には記載しないこと。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。



- 6 実施制限期間短縮承認願…………… (P. 57)
- 7 氏名変更等届出書……………法様式第10
- 8 特定施設使用廃止届出書……………法様式第11
- 9 承継届出書……………法様式第12

それぞれの記入例を参照して記載する。

# 記入例

## 実施制限期間短縮承認願

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業

東松山市長

宛て

会 社 印

住所

〇〇市〇〇1丁目2番3号

氏名又は名称及び法人に

株式会社〇〇産業

申請者

あつてはその代表者の氏名

代表取締役〇〇〇〇

代 表  
者 印

電話番号

〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

下水道法第12条の6第2項の規定により、次のとおり実施の制限期間の短縮を承認願います。

特定施設の名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設
特定施設の設置場所	東松山市大字新郷〇〇番〇〇号
短縮の理由	既存の汚水処理施設が能力不足のため、早急に増設を行い、下水の適正な水質を確保するため。
新設・構造変更等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 特定施設の新設・増設</li> <li>2 特定施設の構造の変更</li> <li>3 特定施設の使用方法の変更</li> <li style="border: 1px solid red; padding: 2px;">4 汚水の処理方法の変更</li> </ul>
着手したい年月日	和暦〇〇年〇〇月〇〇日
短縮後の制限期間	30日

※

備考

※印の欄には記載しないこと。

様式第10（第12条関係）

氏名変更等届出書

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業  
東松山市長

宛て

申請者

住所

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

電話番号

氏名又は名称を変更したときは  
変更後の名称で届出する

〇〇市〇〇1丁目2番3号

株式会社〇〇産業

代表取締役〇〇〇〇

〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

会社印

代表者印

氏名 ~~（名称、住所、所在地）~~ に変更があつたので、下水道法第12条の7の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	代表取締役 △△△△	※整理番号	
	変更後	代表取締役 〇〇〇〇	※受理年月日	
変更年月日		和暦〇〇年〇〇月〇〇日	※施設番号	
変更の理由		代表者の変更の為	※備考	

備考

- ※印の欄には記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

特定施設使用廃止届出書

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業  
東松山市長 宛て

申請者

会社印

住所

〇〇市〇〇1丁目2番3号

氏名又は名称及び法人に

株式会社〇〇産業

あつてはその代表者の氏名

代表取締役〇〇〇〇

電話番号

〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

代表者印

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第 12 条の 7 の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	㈱〇〇産業 東松山工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	東松山市大字〇〇〇番地	※受理年月日	年月日
特定施設の種 類	53 - イ 研磨洗浄施設	※施設番号	
特定施設の設置場所	別添のとおり。	※審査結果	
使用廃止の年月日	和暦〇〇年〇〇月〇〇日	※備考	
使用廃止の理由	施設が老朽化したため		

備考

- ※ 印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別添として図面を添付すること

承 継 届 出 書

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業  
東松山市長 宛て

申請者

住所 〇〇市〇〇町 1 丁目 2 番 3 号

承継後の名称（受ける側）  
で届出する。

氏名又は名称及び法人に 株式会社〇〇産業  
あつてはその代表者の氏名 代表取締役〇〇〇〇  
電話番号 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇



特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第 12 条の 8 第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株〇〇産業 東松山工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	東松山市〇〇町〇番〇号	※受理年月日	年月日
特定施設の種類の種類	53 - イ 研磨洗浄施設	※施設番号	
特定施設の設置場所	別紙のとおり。	※審査結果	
承継の年月日	和暦〇〇年〇〇月〇〇日	※備考	
被承継者	氏名又は名称 △△工業株 代表取締役△△△△△		
	住 所 △△市△△町△△番地		
承継の原因	株〇〇産業と△△工業株 の合併		

備考

- 1 ※ 印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別添として図面を添付すること

## ◎東松山市下水道条例に基づく届出書

### 10 除害施設等管理責任者(除害施設等管理責任者の代理者)選任(死亡、解任)届出書

……………条例様式第17号

(1) 標題の除害施設等管理責任者又はその代理者及び選任、死亡又は解任の該当しないものを二重線で消すこと。

(2) 選任(死亡、解任)年月日  
その年月日を記載する。

(3) 職名  
工場又は事業場における職制上の名称を記載する。

(4) 氏名  
届出の対象となる者の氏名を記載する。

(5) 担当業務の範囲  
除害施設等管理責任者の業務のうち、当該届出の対象となる者が担当する業務の範囲を記載する。

1事業場に複数名の除害施設等管理責任者を選任した場合は、各々の業務範囲及び統括的に管理に当たる者1名を明確にしておくこと。

(6) 資格  
除害施設等管理責任者又はその代理者となるための資格の種類を記載し、資格を証する書面の写しを添付すること。

(7) 選任(解任)の事由  
例：「新たに除害施設を設置したため」・「人事異動による配置転換のため」等

### 11 除害施設等管理責任者資格承認申請書……………条例様式第18号

記入例を参照して記載する。

様式第17号（18条関係）

除害施設等管理責任者(除害施設等管理責任者の代理者)選任(死亡、解任)届出書

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業  
東松山市長 宛て

届出者

住 所

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

電話番号

会 社 印

〇〇市〇〇1丁目2番3号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇

〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

代 表  
者 印

東松山市下水道条例第9条の9第2項(第9条の10第2項において準用する第9条の9第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇〇〇(株) 東松山工場
工場又は事業場の所在地	東松山市〇〇町〇丁目〇番〇号
選任(死亡、解任)年月日	和暦〇〇年〇〇月〇〇日
職 名	管理課長
氏 名	〇〇 〇〇
担 当 業 務 の 範 囲	除害施設管理業務全般
資 格	水質関係第1種公害防止管理者
選 任 ( 解 任 ) の 事 由	除害施設を設置したため。

備考

資格を証する書面の写しを添付すること。

除害施設等管理責任者資格承認申請書

和暦〇〇年〇〇月〇〇日

東松山市上下水道事業  
東松山市長 宛て

届出者  
住 所  
氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
電話番号

会社印  
〇〇市〇〇1丁目2番3号  
〇〇〇〇株式会社  
代表取締役〇〇〇〇  
〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇



東松山市下水道条例施行規程第19条第2項の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	〇〇〇〇(株) 東松山工場
工場又は事業場の所在地	東松山市〇〇町〇丁目〇番〇号
除害施設等管理責任者にしようとする者の氏名	〇〇 〇〇
職 名	保全課長
履 歴	最 終 学 歴 〇〇大学理工学部 ( 〇〇年 月 日卒業)
	除害施設等の管理歴及び業務の遂行に参考となるべき事項 除害施設の運転管理 3年 製造工程を熟知しているほか、品質管理の経験があり業務の変動に対しても適切な除害施設の維持管理ができる。
※審査結果	

備考

※ 印の欄には、記載しないこと。